### 一 記者発表資料 一

平成 25 年 6 月 7 日 九 州 地 方 整 備 局

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に 対するご意見をお聴かせください。

~関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催~

国土交通省九州地方整備局では、本明川ダム建設事業の検証に係る検討を進め、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」における検討を踏まえ、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」(以下「報告書(素案)」という。)を作成しました。

このたび、今後の検討の参考とするため、報告書(素案)について関係住民の皆様からの意見を聴く場を開催いたしますのでお知らせします。

◇意見を聴く場は、下記の会場で開催いたしますので、ご意見をお聴かせください。

### [開催日時及び場所]

平成 25 年 6 月 15 日 (土) 14:00~16:00 高城会館 (諫早市高城町 5-25)

平成 25 年 6 月 17 日 (月) 18:30~20:30 高城会館 (諫早市高城町 5-25)

### [その他]

- 原則公開です。
- 写真撮影等は冒頭の挨拶までとします。

資料-1「「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対するご意見をお聴かせください」を参照

問い合わせ先

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

までもと ゆうすけ 課長 藤本 雄介 (内線3611)

建設専門官 篠原 昌秀 (内線3617)

代表:092-471-6331

## 「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に対する ご意見をお聴かせください

~「『本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)』に対する関係住民からの 意見を聴く場」の開催について~

国土交通省九州地方整備局は、「ダム事業の検証に係る検討について」(国河計調第6号 平成22年9月28日)に基づく、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」による本明川ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。

このたび、平成 25 年 6 月 5 日の「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(第2 回)」における検討を踏まえ、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」(以下「報告書(素案)」という。)を作成しました。この報告書(素案)に対する意見を聴く場を開催しますので、関係住民の方のご意見をお聴きかせください。お聴きしたご意見については、内容を確認の上、今後の検討の参考にさせて頂きます。

なお、意見を聞く場の開催に加えて、当日都合により発表できない方にも意見を発表して頂く機会 として紙面による意見を提出して頂くことも併せて行います。

#### 1. 意見聴取対象

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書 (素案)」

※上記「報告書(素案)」については、別紙-1の閲覧場所及び国土交通省九州地方整備局ホームページより閲覧が可能です。

[本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)掲載アドレス]

URL: http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html

#### 2. 意見聴取対象者

長崎県に在住の方を対象とします。なお、紙面による意見については、長崎県外の方からも受け付けます。

- 3. 意見を聞く場への応募方法及び発表について(報告書(素案)対して意見の発表をご希望の方)
  - (1) 意見を聴く場の開催日時、開催場所
    - ・意見を聴く場は、公開で行いますので傍聴も可能です。
    - ・報告書(素案)は、下記「5. 閲覧又は資料の入手の方法」によりご覧頂くことができます。

#### ■「意見を聴く場」の会場

開催日時: 平成 25 年 6 月 15 日(土)  $14:00\sim16:00$ (受付時間  $13:30\sim14:00$ ) 開催日時: 平成 25 年 6 月 17 日(月)  $18:30\sim20:30$ (受付時間  $18:00\sim18:30$ )

開催場所: 高城会館(大研修室) 〒854-0016 諫早市高城町 5-25

※会場への詳細については別紙-2のとおり

(2)「応募用紙」の入手方法

「応募用紙」は、別紙-1の閲覧場所又は以下の国土交通省九州地方整備局ホームページから 入手できます。

URL: http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html

(3) 応募方法

報告書(素案)に対して意見の発表を希望される方は、次のいずれかの方法で申し込み下さい。 1):事前申し込み(平成25年6月14日(金)18時必着) 別紙-4「応募用紙」に必要事項を記入の上、下記の提出先へ郵送・FAX・電子メール及び回収箱への投函のいずれかの方法でご提出ください。

#### 提出先

- ① 郵送の場合:〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎 国土交通省九州地方整備局 河川部 河川計画課
- ②FAXの場合:092-476-3470
- ③電子メールの場合: honmyogawadam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp (件名に、「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する意見を聴く 場」と明記してください。)
- ④回収箱への投函の場合:別紙-1の閲覧箇所に設置してある回収箱へ閲覧時間内に投函してください。
- 2): 当日会場で申し込み

当日会場受付で、意見の発表をご希望されることを係の者に申し出下さい。なお、ご意見の発表の順番は、事前申し込み頂いた方を優先致します。

#### (4) 当日の意見聴取方法

- ①ご意見をお聴きするのに先立ち、報告書(素案)の概要説明を行います。(30分程度)
- ② ①の後、ご意見を発表される方は、受付の際にお伝えする順番で発表をお願いします。
- ③意見の発表にあたっては、別紙-3「報告書(素案)に対するご意見の発表にあたっての留意事項」をご確認の上、発表をお願い致します。

#### (5) 当日の受付

- ・会場にお越しの際は、会場受付にて受付をお願いします。
- ・報告書(素案)に対して意見の発表を希望される方は、事前申し込みもしくは、当日申込みであることを会場受付にて、係の者にお申し出下さい。 なお、受付の際には発表の順番をお伝えしますのでご確認ください。
- ・傍聴は30名程度とし、会場に入りきれない場合は、先着順とさせていただきます。

#### 4. 紙面による意見提出方法(紙面による意見提出をご希望の方)

(1)意見提出方法

報告書(素案)に対して、紙面により意見の提出を希望される方は、「別紙-5 意見提出 様式」に報告書(素案)に対するご意見等を記載の上、提出してください。

(2)「意見提出様式」の入手方法

「意見提出用紙」は、別紙-1の閲覧場所又は以下の国土交通省九州地方整備局ホームページから入手できます。

URL: http://www.qsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html

(3)「意見提出用紙」の提出先及び提出期限

意見提出用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に提出。

提出先:国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」事務局宛

提出期限: 平成 25 年 6 月 17 日 (月) 18 時必着

※④回収箱への投函受付時間は別紙-1のとおりです。

- ①郵送の場合:〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第2合同庁舎 国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課
- ②FAX の場合: 092-476-3470
- ③電子メールの場合: honmyogawadam-kyusyu@qsr.mlit.go.jp (件名に、「本明川ダム建設事業の検証に係る関係住民からの意見」と明記してくださ

- ④回収箱への投函の場合:別紙-1の閲覧箇所に設置してある回収箱へ投函してください。
- ⑤紙面による意見の提出については説明会場でも受付をしております。

#### (4) 意見提出にあたっての注意事項

- ①ご意見が200 字を超える場合は、併せてその内容の要旨(200 字以内)を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語でご提出ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性(職業、年齢、性別)、住所のうち市区町村名を公表する場合があります。
- ④ご記入いただいた氏名、住所、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な 点があった場合の連絡・確認のために利用します。
- ⑤電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑥皆様からいただいたご意見は、同様のご意見の数にかかわらず、その論点を整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示す予定であり、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑦期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

### 5. 報告書の閲覧

報告書(素案)を下記の方法で閲覧することができます。

- ○インターネットによる閲覧
  - ・インターネットによる閲覧をされる場合は、国土交通省九州地方整備局ホームページをご 覧下さい。

[本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)掲載アドレス]

URL: http://www.gsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html

○閲覧場所での閲覧

閲覧期間:平成25年6月17日(月)まで

- ・別紙-1に示す場所及び時間において閲覧できますので、ご活用下さい。
- ・閲覧場所に備え付けの閲覧資料は、貸し出しができませんのでご了承ください。

#### 6. 参考

○本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場

これまでの「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

[本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)掲載アドレス]

URL: http://www.gsr.mlit.go.jp/n-kawa/kensyo/03-honmyo/kensyo-honmyo.html

### <問合せ先>

国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課

課 長藤本 雄介 (内線 3611)

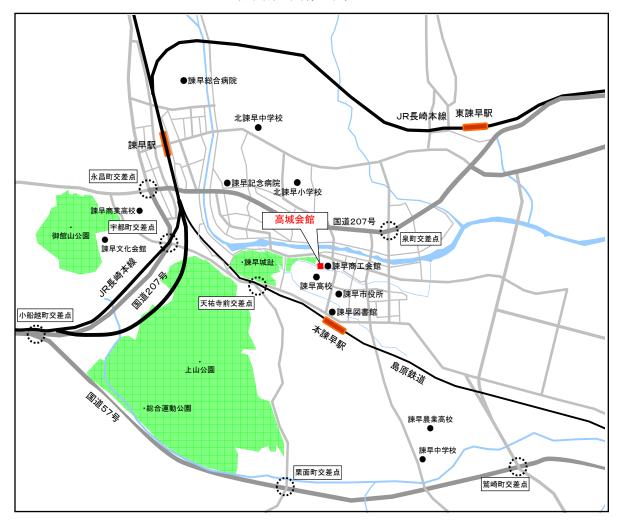
建設専門官 篠原 昌秀 (内線 3617)

電 話: 092-471-6331

◆「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」の閲覧及び回収箱設置場所について

機関	閲覧場所	住 所	閲覧時間	
国土交通省	長崎河川国道事務所 1階ロビー	長崎市宿町316番地1	閲覧時間は8時30分~17時15分	
	長崎河川国道事務所 諫早出張所	諫早市八天町20番15号	閲覧時間は8時30分~17時15分	
長崎県	長崎県庁 2階 県政情報センター(県民センター内)	長崎市江戸町2番13号	閲覧時間は9時00分~17時45分	
	県央振興局 1階 行政資料コーナー	諫早市永昌東町25番8号	閲覧時間は9時00分~17時00分	
諫早市	諫早市役所 本庁舎 本館 1階ロビー	諫早市東小路町7番1号	閲覧時間は8時30分~17時15分	
	諫早市役所 高来支所 1階ロビー	諫早市高来町三部壱528番地	閲覧時間は8時30分~17時15分	
雲 仙 市	雲仙市役所 本庁舎 本館 1階ロビー	雲仙市吾妻町牛口名714番地	閲覧時間は8時30分~17時15分	

※土曜日、日曜日及び祝日を除いて閲覧できます。



(会場) 高城会館へのアクセス

【住所】 長崎県諫早市高城町 5-25

### 【電話】 0957-24-1500

### 【アクセス】

# バス利用の場合

市役所前バス停より徒歩2分

# 電車の場合

島原鉄道 本諫早駅より徒歩5分

※公共交通機関等のご利用をお願いいたします。

### 「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」に 対するご意見の発表にあたっての留意事項

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」について、長崎県内に在住の方からご意見をお聴きするものです。

### (発表にあたっての留意事項)

- 1) 意見の発表は、お一人につき2日間において1回とします。
- 2) 意見の発表は、お一人につき 5分程度で行って下さい。次の方の発表もありますので時間厳守でお願いします。
- 3) 意見の発表時間は、全体で90分程度としています。
- 4) 意見の発表を希望される方の数によっては、発表時間等を調整させて頂く場合があります。
- 5) 意見を聴く場は、公開で行います。
- 6) 関係住民の皆さまからいただいたご意見については、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承願います。
- 7) 述べられた内容については、後日確認をすることがあります。
- 8) 意見の発表において下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害する内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容
- 9)他の方の発言の支障とならないよう、会議中のご発言はご遠慮下さい。進行に支障があると判断される場合は、ご退室いただく場合があります。

### (公表)

1) 意見の発表は、事務局の記録として撮影及び録音を行います。

# 本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案) に対する関係住民からの意見を聴く場

# ~ 応募用紙 ~

「本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」について、意見を述べたいので、次のとおり応募します。

(ふりがな)

氏名								
住所 長崎県 市 ・ 町 ・ 村								
年代(○で囲んで下さい) 10代・20代・30代・40代・50代・60歳以上								
性別(○で囲んで下さい) 男性 ・ 女性								
【意見の発表を希望する日】(希望される日の <u>いずれか1つ</u> に○で囲んで下さい)								
会場(高城会館): ①6月15日(土)14:00~ ②6月17日(月)18:30~	~							
※よろしければ、連絡先及び述べられたいご意見の要旨(次ページ)を200文字以内でご記入願います。記入がなくても応募には影響しません。								
連絡先:電話番号								
【述べられたいご意見の要旨】 ※各項目に関して200文字以内で記載して下さい								
氏 名								
※本応募用紙については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に り扱います。また、頂いたご意見とともに、属性(年代、性別)及び住所のうち、県名と市町 名を公表する場合があります。								

### 国土交通省九州地方整備局河川計画課内

(意見提出様式)

### 「本明川ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集」事務局 宛

本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)に対する意見募集について

フリガナ								
① 氏	名							
② 住	所							
③電話番号又は メールアドレス								
④ 職	業		⑤年齢		⑥性別			
意見該当箇所		⑦ご意見は項目ごとに200文字以内で記載してください。						
頁	行	(ご意見が200字を越える場合は				己載してください。)		

<sup>※</sup>本応募用紙については、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、頂いたご意見とともに、属性(年代、性別)及び住所のうち、県名と市町村名を公表する場合があります。

# 報道機関の皆様へ

# 取材にあたってのお願い

「『本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)』に対する関係住民からの意見を聞く場」を開催します。

会議は公開で行いますが、会議の進行を円滑に行うため、取材にあたっては、下記事項についてご協力いただきますようお願いします。

記

- 1. 受付名簿に所属名、氏名を記載のうえ、係員の指示に従って入場してください。取材に際しては、腕章等の着用をお願いします。
  - 受付時間:平成 25 年 6 月 15 日 (土) 13:30~13:50 平成 25 年 6 月 17 日 (月) 18:00~18:20
  - 受付場所:高城会館(大研修室)
- 2. 会場内では、「報道関係者席」と表示された席にご着席ください。
- 3. 会議中のカメラ撮影は、当日指定する範囲内で行ってください。
- 4. 会場の都合により、会場内で電源をとることはできません。パソコン等を使用される場合は、バッテリー等をご持参願います。
- 5. 休憩時間を含め会議中、会議出席者へ直接取材することはご遠慮ください。
- 6. その他、取材にあたっては、係員の指示に従ってください。

# 傍聴を希望される皆様へ

# 傍聴にあたってのお願い

### 1 傍聴の手続き

- ① 「『本明川ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)』に対する関係住民からの意見を聞く場」(以下「会議」)の 傍聴を希望される方は、6月15日(土)13時30分から13時50分及び6月17日(月)18時00分から18時20分までに受付を行ってください。(1階ロビー)
  - 受付場所:高城会館(大研修室)
- ② <u>希望者が定員を超えた場合には、抽選を実施しますので</u> 15日(土) 13時50分及び17日(月)18時20分まで<u>に受</u> 付場所に必ずお集まりください。
- ③ 会場への入場等については、係員の指示に従ってください。
- ④ 会場内では「傍聴者席」と表示された席にご着席ください。

### 2 傍聴に関する留意事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- ① 会議中は、静粛に傍聴してください。発言、プラカード、拍手その他の方法により、自らの意見等を表明することはできません。
- ② 会場内で飲食はご遠慮ください。
- ③ 会場内での写真の撮影、録画、録音等はできません。
- ④ その他会場の秩序を乱したり、議事を妨害したりする行為 はできません。

### 3 その他

- ① 傍聴される方は、前述の留意事項のほか、進行担当及び 係員の指示に従ってください。
- ② 以上のことをお守りいただけない場合は、退場をお願いすることがあります。